

労働法コラム 第59回

# 残業代の請求について



黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

皆さんは、職場で、帰宅の際、タイムカードを押した後なのにまだ仕事をしていたり、出勤してタイムカードを押す前に仕事をしたりしていませんか？そのような場合、タイムカードで記録されている就労時間外の仕事に対して、お給料は支払われていますか？そもそも、職場では、タイムカード等で就労時間がきちんと正しく管理されていますか？

今回は、職場での残業等に対して、給料が払われていない場合の対応について、お話ししたいと思います。

## 1 「労働時間」とはなるか？

例えば、職場で、実際に業務を行う前の朝礼の時間や、業務終了後の終礼の時間、自分の担当業務場所への移動時間、休み時間や終礼後の緊急事態に対応する時間、業務の報告の時間等は、労働時間といえるでしょうか。多くの職場では、これらは仕事ではない！と、されて、これらの時間に対する対価は支払われていないかもしれません。判断は個別具体的な事情によることとなりますが、これらの時間も、使用者の指揮命令下にあると判断されれば、「労働時間」といえ、給料の支払いの対象となる可能性は十分あります。

## 2 労働時間をどのように証明するか？

例えば、職場で、実際に業務を行う前の朝礼の時間や、業務終了後の終礼の時間、自分の担当業務場所への移動時間、休み時間や終礼後の緊急事態に対応する時間、業務の報告の時間等は、労働時間といえるでしょうか。多くの職場では、これらは仕事ではない！と、されて、これらの時間に対する対価は支払われていないかもしれません。判断は個別具体的な事情によることとなりますが、これらの時間も、使用者の指揮命令下にあると判断されれば、「労働時間」といえ、給料の支払いの対象となる可能性は十分あります。

場合や、タイムカードに記録されていない労働時間についても、使用者の記録している賃金台帳、出勤時間簿、トラックの運転手さんなら車の動いた時間を記録するタコグラフ、パソコンを使う業務ならパソコンの立ち上げ時間を記録するログ等、様々なものが考えられます。

ただ、裁判になった場合は、請求する側に「立証責任」、つまり、証拠を集めて労働時間がどれだけのかを証明する責任があります。しかし、実際には、労働時間を証明する証拠となり得るものは、その多くが使用者側にある場合が多いのが現状です。また、使用者がいい加減で労働時間をきちんと管理していない場合、不利益を被るのは労働者となってしまいます。そこで、厚生労働省は、使用者が労働者の労働時間を適正に把握する義務があることを明確にし、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に

## 3 手続きについて

関する基準」を策定しているところです。

それでも、使用者が証拠を隠したり、隠滅しそうな場合には、裁判又は労働審判を起す前に、証拠保全という手続きをとることができます。これについては、話すとき長くなるので、また、別の記事でお話しします……。

では、残業代を請求したいとして、具体的に、どのような手続きを取ればよいでしょうか。任意の交渉、労働審判、訴訟……。労働審判は原則3回で終わるということで、早期の解決が期待できますし、当事者が同じテーブルについて話し合いの場をもつことができるため、まだその職場で働き続けていて穏やかな解決を望むのであれば適しているでしょう。しかし、当事者が審判に納得せず異議を出せば、訴訟に移行することになりますので、当事者の対立が明らかで労働審判での解決の期待が薄い場合は、はじめ

## 4 最後に

から訴訟を提起するのが得策でしょう。

また、訴訟では、最大で認容額と同じ付加金（使用者に対する一種の制裁金）の支払いを判決で命じることができますが、労働審判は、裁判所の和解と同じ効果なので、付加金の支払いは望めません。ただ、訴訟でも、付加金の支払いを命じるか、その額をいくらにするかは裁判所の裁量に委ねられるので、必ずしも認容額と同額の付加金が支払われるとは限りません。

残業代を請求する際に注意が必要なのは、2年の消滅時効があるということです。本来支払われるべき時から2年間で、毎月毎月（月払いであれば）、時効により、支払いの請求ができなくなるので、残業代の請求を行うのであれば、なるべく早く、弁護士に相談する等して、請求を行いまし

よう！

# 北九州地区労連ニュース

2019年11月号 No. 157

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747

ホームページ http://www.geocities.jp/k\_roren/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめずに電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン  
相談無料

093-921-0747

k\_roren@ybb.ne.jp

## 九州建設アスベスト1陣訴訟・地裁判決覆し、福岡高裁で全面勝訴判決

### 企業責任・一人親方への賠償認める判決（朝日新聞引用）

九州建設アスベスト1陣訴訟の高裁判決（山之内紀行裁判長）が11月11日に言い渡されました。

2014年11月7日の1陣地裁判決では、国を断罪したものの企業責任・一人親方への賠償を認めませんでした。今回の判決はそれを覆しどちらも認めました。

建設現場では、建材の加工時にアスベスト粉塵が多量に排出され、たとえ自分が加工していなくても、現場にいるだけでアスベスト粉塵を吸うことになり、石綿肺、肺がん中皮腫などの重篤な症状になる危険性があります。

この訴訟は、これら重篤な病気に苦しめられてきた建設作業従事者やその遺族がアスベスト含有建材の有毒性を判っていないが、製造、流通させてきた企業と規制を怠ってきた国に賠償を求めた裁判です。

#### 国の責任を9年間広げる

国への責任について、地裁判決では国が1975年（昭和50年）～1995年（平成7年）まで防塵マスク着用や警告表示を義務付けなかったとして断罪しましたが、今回の高裁判決では、さらにそれでは不十分で、労働者に特別教育を合わせて義

務付けるべきだったとして2004年（平成16年）9月30日）までその責任期間を広げました。救済期間を拡大した点で高く評価できる判決です。

#### 一人親方の賠償責任も認定

判決は、国が「防塵マスク着用等を労働安全衛生法によって義務付ける事」が遅れた点に責任があるとしていました。しかしこの法律は「労働者」を保護対象とするものであるとして一人親方等（事業主）に対する国の責任を認めませんでした。

しかし今回の高裁判決は、ほぼ2018年3月の東京高裁判決、8月の大阪高裁（京都地裁控訴審）、9月の大阪高裁（大阪地裁控訴審）と同様の判断で国の責任を認め高裁で4連勝となりました。

#### 企業の責任も断罪

さらに1審判決では、認められなかった、企業責任について、石綿関連疾患発症について、その主たる原因となった建材を製造・販売したシェア20%の被告企業4社（A&Aマテリアル、ケイミュー、ニチアス、ノザワ）の共同不法行為責任を認めました。

#### 国に対しては「11連勝」

これで建設アスベスト訴訟では、国に11連勝で、もはや国に規制放置の責任があることは疑

いなく、これまでの高裁判決に本判決が加わったことにより、国の賠償責任に「一人親方」が含まれることや建材メーカーも損害賠償を免れないことは確実となりました。

#### 国と企業は基金創設を

建設アスベスト訴訟の解決をこれ以上引き延ばすことは許されず、国と建材メーカーは、直ちに全面解決を決断し、すべての建設アスベスト被害者の救済のために「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度」の創設に着手すべきです。

#### 勝利報告集会ひらく

判決終了後に、サイエンスホールに移動して、報告集会が開催されました。

報告集会では、訴訟支援団体の福建労江口委員長が、「昨日は不安で眠れなかった。東京大阪に続いて一人親方、企業にも勝って良かった。すべての被害者を救うため、裁判を起こさなくても救済される制度創設を」とあいさつしました。



## 雨上がりの

9月に入り、労働組合の行事などで土日、家にいないことが多く（やや愚痴っぽい？）家族から冷たい目で見られていましたが、先月久しぶりに家族四人で外出しました。選んだのは朝倉の温泉と「キリン コスモスフェスタ」。キリンビール福岡工場横にあり、私としては工場見学をしてビールでも！と思っていましたが、あいにく定員に達していたため見学は諦めました。当日は天気も良く、絶好の「コスモス見学日和」でした。昼前に到着しましたが多くの人が訪れていました。日陰にシートを敷いて妻がにぎってくれたおにぎりとおかずを購入し昼食。青空の下で食べるご飯は格別でした。ビールも当然販売していましたが、「え！飲むの。私運転しないといけないじゃん！」的な妻からの視線を受け、こどもも諦めました。その後、「コスモスを見ながら、写真撮影。昆虫が苦手な娘はいたるところに蜂が飛んでいることに気づき怖がり、30分も経つと息子は飽きてしまふ始末。1時間程度でコスモス畑を後にしました。コスモスフェスタでお土産を見たら温泉の割引券をいただきました。どこの温泉かは決めていなかったのですが、その温泉に行き、ゆっくの温泉を楽しむことも出来ました。ストレス解消？（ビール除く）と、家族サービスが出来た1日でした。（坂）

# 教員への変形労働制 過労死ふやす危険、廃案に！

教員への「1年単位の變形労働時間制」導入を盛り込む公立教職員給与等特別措置法改定案が衆議院本会議で19日に可決されました。全教や全労連などは、「参院で徹底審議のうえ廃案に追い込もう」と緊急の議員要請に取り組みました。

本法案は、教員の長時間労働の是正を言いながら、公立学校の教員に「1年単位の變形労働時間制」を導入し、残業代を支払うことなく、いわゆる「繁忙期」に1日8時間、週40時間を超えて働かせることができるようにするものです。

今でも深刻な長時間労働をいっそう助長するものにほかなりません。今回の變形労働時間制は、8時間労働制の原則を崩す労働条件の重大な変更です。にもかかわらず、一般の労働者にある時間外労働の歯止めがないことは、極めて重大です。

法案は、当事者である教員の意見を反映させる労使協定なしに、自治体の条例で導入できる

としています。条例で労働基準法上の原則を踏みにじることは断じて許されません。

また、給特法第3条の「時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない」と言う規定はそのまま、労働基準法第37条の割増賃金の支払いを適用除外し、時間外労働を規制する手段を奪っています。

さらに、特別な事情がある場合の時間外勤務の上限である月100時間、年720時間を超えた場合の使用者の罰則もありません。

政府は、指針で超過勤務を月45時間以内に制限すると言いますが、罰則のない指針では到底歯止めになりません。

政府は、夏休み期間中に休日を「まとめどり」とするといいますが、夏休み中も教員には研修、補習、部活動指導等の業務があり、しかも休日はまとめてとればいいものではありません。一方、繁忙期と

される授業期間中の労働時間は確実に増加します。政府は、所定勤務時間を延長する時期を、学校行事等で多忙となり、教員の過労死事案の多いと言われる4月、6月、10月と答弁しました。まさに教員の過労死促進法案ではないでしょうか。

教員の長時間労働改善には、業務の抜本的縮減、教員の大幅増員とともに4%の教職調整額の支給と引き換えに、残業代を支給せず、際限のない長時間勤務の実態引き起こしてきた給特法の抜本改正こそ必要です。

## 第76回評議員会を開催します

日にち 2019年12月6日(金)

時間 18時30分～

場所 戸畑生涯学習センター

★評議員の皆様、ご出席をよろしくお願いいたします。

## 【改憲やめろ！ 11・3北九州集会】

11月3日(日)日本国憲法が公布されて73年目の記念すべき日。全国各地で安倍政権の改憲に反対する行動が取り組まれました。

北九州市でも、14時から小倉北区米町公園で「改憲やめろ！11・3北九州集会」が平和をあきらめない北九州ネットの主催で開かれ300人を超える参加で大きな成功を収めました。

集会は、前田憲徳副代表の開会挨拶、来賓として政党から日本共産党(仁比聡平前参議院議員)・社民党(野上県連合代表)を代表して2人の方から激励の挨拶がありました。

その後、憲法改憲に反対してがんばっている、「さよなら原発北九州の深江さん、辺野古土砂排出反対北九州の八記さん、表現の自由とヘイト問題について谷瀬さん、教育行政について神さん」の4人の意見発表がありました。

最後に行動提起として竹内

事務局から、「①安倍改憲阻止の300万人署名を更に加えていこう。②職場や地域で憲法や情勢についての学習会を取り組もう。③毎月19日の定例宣伝だけでなく独自の宣伝行動などを取り組もう。④安倍内閣に怒りを持つ多くの方と連帯しよう。」など提案があり、満場の拍手で承認されました。

パレードは、会場から魚町銀天街を経て小倉駅まで「安倍首相は改憲をおおるな！改憲は民意じゃないぞ！軍事費削って被災者にまわせ！」など、元気一杯コールをしながら歩きました。



地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。地区労連ニュースで5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



副議長 小橋 弘子 30年、他の先進国と比較して (JMTU) 日本の労働者国民の所得は一

副議長に選出され今期も機関紙部長をつとめます小橋です。貫して停滞または下がり続け、

紙部長をつとめます小橋です。れるなど、政財界の当初の目論見が完全に行き詰まっています。その中で、ルールある経済

JMTU支部の執行委員長をしています。会社をす。要求と提案をし退職して十五年たっており、会社をす。その中で、ルールある経済

社内要求は把握できず組合活動してきた全労連・地域労連の立場は出来ていません。主な活動や成果に確信を持って、活動す

は団体交渉と機関紙発行で六名ることが今ほど大事な時はあの役員で「雨あがり」を書いてりません。また、今の情勢を反

います。残念なのは組合活動が映した地域の社会的運動を下紹介されていないことです。ど支えできる地区労連の役割発

んなことでも記事をよせてくだ揮が求められていると思いまされば嬉しいです。宜しくお願す。



副議長 安達 靖史 九州における労働者の要求の (健和会労組) 一致点での運動の継続発展に

今秋は、全労連も北九州地区 向けて、引き続き頑張りたいと思

労連も結成から30年を迎えま います。

も同じく30年の節目を迎えて います。

反動的な労働運動が分裂して います。

た、北九州地域一般労働組合 副委員長の戸田千泉です。私

も、数年前に労働争議をした一 人です。

今でも、地区労連事務所に、 毎日のように労働者からの相

談があると聞いています。 1日でも早い争議解決のた

めにも、微力ながら協力したい と思います。



幹事 中村 忠徳 (ポポ労働組合)

第31回定期大会で幹事に 選出頂きました中村忠徳です。

出身は医労連ポポ労働組合 出陣として6年目になり

ます。 現在、北九州争議団共闘会議

の議長をしています。使用者の 不法行為による解雇、賃金未払

い、パワハラ等から労働者の生 活と権利を守るために毎月の定

例役員会をはじめとして団体 交渉や裁判で闘っています。今

後、一年間は全国一律最低賃金 制の確立と憲法9条の改悪を

許さないために頑張りますの でよろしくお願います。



幹事 西村 文男 (八幡地区協議会)

北九州市役所を退職して1 0年になります。

八幡地区の組織確立のため 退職してからずっと幹事をし

てきました。2014年6月に 八幡地区協議会を結成し活動

を再開しましたが、現在結成し たメンバーが欠けて活動が停

止しています。 地区役員を補充し八幡地区

活動を確立するのが目標です。 よろしくお願いたします。

## 2019年日本平和大会

in 沖縄 (仲築間 省三)

11月8日〜9日で開かれ

ました。福岡は県独自の企画を

たて、1日前7日に沖縄に入り

普天間基地と嘉手納基地を案

内していただくため、沖縄共同

センターの方にお願し、同行

してもらい説明を受けました。

普天間基地では飛行機の離発

着は無く、上空をオスプレー

機が飛行してました。8日(金)

は午前琉球村で観光し、午後か

ら辺野古ゲート前座りこみ連

帯行動に参加、緊迫した状況を 体験しました。そのあと、開会 集会(豊見城中央公民館)に参 加、玉木デニー知事、赤嶺政賢 議員、豊見城市長が県の呼びか ける復元募金への協力を呼び かけました(61万円余が寄せ られました)。各地からの報告 では東京オスプレーの横田基 地配備等の撤回を求める要請、 「チーム緑ヶ丘1207」より 「保育園の上を飛ばないで!!」 最後に福岡から、防衛大学いじ め人権侵害裁判控訴審での逆 転勝訴を目指して、全員舞台上 に上がり横断幕を掲げてアピ一 ルしました。9日(土)はシン ポジウム、分科会、終了後閉会 集会(城岳公園)那覇市内国際 通りをパレードし、すべての行 事が終わりました。

